

「第365回判例・事例研究会」

テーマ：時間外労働の認定について

日 時	令和2年12月23日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 沖 陽介

【判例】

事件	福岡地裁判決令和元年9月10日判例時報2460号108頁 未払賃金等請求、損害賠償請求反訴事件
事案の概要 (便宜上簡略化しています。)	被告の社会福祉法人(Y)の経営する特別養護老人ホームに介護職の正職員として勤務していた原告ら(X1、X2、X3、X4、X5、以下「Xら」という。)が、Yに対し、割増賃金の支払いを請求した事案である。 タイムカード等の各日の労働時間を推認させる客観的資料が乏しい中、時間外労働が認められるかが問題となった。 Xらの所定労働時間は午前8:30から午後5:30まで。
前提知識	<ul style="list-style-type: none">・ 時間外労働の存在は労働者が主張立証責任を負う。・ 使用者において勤怠管理を適切に行っていない場合であっても、主張立証責任を労働者から使用者に転換することはできず、実労働時間を推認できる程度の証拠がない場合には時間外労働の存在を認定することはできない。
判旨抜粋	本判決では、Xらの供述及び同僚の証言から、Xらの業務内容を認定し、平均的な時間外労働時間が生じていたと判断した。 ただし、時間外労働時間に関するXらの供述に感性的・印象的な側面があることから、控えめな認定がなされた。 X1について 「原告X1は、登録ヘルパーのサービス提供が終了した午後5時30分以降に各種の書類作成業務を行う必要があり、そのためには <u>少なくとも平均して午後8時まで行っていた旨主張</u> 、供述し、他の原告らの供述やC(以下「C」という。)の証言もこれに沿う部分が存する。 <u>確かに、原告X1の業務は、利用者方に訪問してサービスを提供するものであり、日中に自らの日報を記載する時間を確保することは必ずしも容易ではない上、ヘルパー部門の主任として登録ヘルパーの取りまとめを行っており、そのための業務管理をしなければならない立場にあったのであるから、午後5時30分以</u>

降に一定の業務を行う必要があったものと認められる。他方、その残業時間については、原告X1のサービス提供の終了時刻は概ね午後5時までに終了することが多く見受けられるし(乙17, 21)、後記のような被告Y2の行動を考慮したとしても、その叱責等によって頻繁に終業時間が遅くなるというのは想定し難い。また、日によっては定時に退社することもあったと考えられ、原告X1も何もなければ30分ないし1時間程度で終了する程度の業務量であった旨を述べているのである。

そうであれば、原告X1の日々の残業時間は、原告X1が主張するよりも控えめにみざるを得ず、その業務内容や業務量に加え、上記に指摘した諸事情を総合すれば、平均して、残業時間を午後7時までと認めるのが相当である。」

X2について

「原告X2は、ショートステイサービス部門在勤中には午後8時頃まで、デイサービス部門在勤中には午後7時頃まで、業務を行っていた旨主張する。

この点、被告法人において併用者を受け入れていたことは前記(2)ウ認定のとおりであり、原告X2がショートステイサービス部門在勤中、所定の終業時刻後にショートステイサービス部門に移動してきた併用者への対応を要したことは合理的に推認することができる。また、原告X2が各部門在勤中の業務として日々作成すべき書類等を日中の所定労働時間内に利用者のケアをしながら並行して作成することは、安全や衛生に相当の配慮をしつつ多数の利用者に順次対応するという介護業務の性質に照らし、困難であることも想定されるところであり、サービスの提供が終了した後にまとめて書類作成等の業務を行い、そのために上記主張の相当程度の時間を要していたとの原告X2の供述は合理性がある。

他方、原告X2の残業時間に関する供述は、感覚的ないし印象的な側面が存するようにはうかがわれ、さほどの業務量が存していたのかも十分には立証されているとはいえず、日によっては定時に帰宅することもあったと考えられることなどからすれば、その日々の残業時間は、原告X2が主張するよりも控えめにみざるを得ないのであり、その業務内容や上記に指摘した諸事情等に照らし、平均して、ショートステイサービス部門在勤中は午後7時30分まで、デイサービス部門在勤中は午後6時30分までと認めるのが相当である。」

(X3ないしX5については割愛。)

控訴取下げ<確定>